

資料 3

## 代理店業務品質評価業務規程の改定

### 1.趣旨

- 2024 年度定時審査会（2025 年 2 月 25 日開催）において、現行の代理店業務品質評価業務規程（以下、業務規程）の第 31 条「代理店に対する処分」に関し、複数の審査会委員より「認定代理店において、今後当条文中に該当するようなケースも考えられることから、記載内容を見直してはどうか」とのご意見をいただきました。
- 審査会委員のご意見を踏まえ、主に第 31 条「代理店に対する処分」を中心に業務規程を改定することといたします。

### 2. 第 31 条「代理店に対する処分」の記載内容の見直しに際して整理すべき内容

- 第 31 条「代理店に対する処分」の構成は、「処分の内容」を中心に、関連して「処分の該当となる場合」および「処分を課す際の手続き」となっております。

#### 【現行業務規程：第 31 条（代理店に対する処分）】

審査会は、代理店の行為が次のいずれかに該当すると判断した場合、必要に応じ次項に定める処分を課すことができる。

- （1）第 5 条第 2 項の情報提供義務に違反し、業務品質評価に必要な情報について、正当な理由なしに提供を拒んだ場合または意図的に虚偽の報告を行った場合またはその他組織的な不実報告等が認められた場合

（以下（2）～（10）は略）

2. 前項の処分とは、以下のものを指す。

- （1）業務品質調査の終了
- （2）評価結果の停止または終了
- （3）評価結果の変更または取消し
- （4）評価結果の公表および使用の停止
- （5）業務品質調査を受ける権利の剥奪

3. 第 2 項の処分を課すにあたっては、以下の手続きを経るものとする。（以下略）

- 規程内容の見直しにあたっては、整理すべき内容は以下の 2 点とし、以下のとおり整理します。

（1）「処分の内容」の見直し      （2）見直しに伴う調整（類似規程との調整等）

### 第 31 条（代理店に対する処分）改定案のポイント

現状規程	改正の方向性（新規規程：第 31 条（代理店に対する処分）の記載案）	
（1） <u>業務品質調査の終了</u>	削除	<理由>
		<対応>
		調査の終了は「処分」には該当しないと整理したいため
		<u>「業務品質調査の取り止め」として第 21 条で対応</u>

<p>(2) <u>評価結果の停止</u> <u>または終了</u></p>	<p>「停止」は <u>削除</u></p>	<p>&lt;理由&gt; 「停止」は「処分」には該当しないと整理したいため</p> <p>&lt;対応&gt; 「停止」は「調査中」を付記（第 28 条の 2）した後の審査会による暫定対応（第 26 条）の内容と整理 （事業年度内に基準抵触の判断ができない場合、評価結果の有効性を暫定的に停止し、公表内容の変更および評価結果の使用停止を行う）</p>
	<p>「終了」は <u>存置</u> （但し、 名称は 変更を 検討）</p>	<p>&lt;理由&gt; 「終了」は、認定代理店の行為に悪質性が認められる場合に、本運営の利用を終了させるものと整理したいため ※「悪質性」は故意・重過失により本運営に害をなすことを指す</p> <p>&lt;対応&gt; 「評価結果の有効期間の終了」として存置し、「処分の日をもって評価結果の有効性を失わせる」効果を追記し、処分内容を明確化 ※「評価結果の有効期間の終了」という記載のある第 26 条は更新・定期調査で評価基準が未達となる場合、第 28 条の 2 は認定評価の材料(詳細説明・証跡資料)に変更があったことで未達となる場合に適用するものと整理</p>
<p>(3) 評価結果の 変更または取消し</p>	<p>「変更」は <u>削除</u></p>	<p>&lt;理由&gt; 「変更」は処分ではないと整理したいため ※認定非継続の判断には評価基準の達否にかかる判断が必要</p> <p>&lt;対応&gt; 認定評価の材料に変更があったことで未達となる場合として新設の第 28 条の 2（評価結果確定後の事情変更）で対応 ※第 28 条の 2 は、現第 28 条（評価結果の公表）から評価結果の変更にかかる定めを切り出し明確化したもの</p>
	<p>「取消し」 は<u>存置</u></p>	<p>&lt;理由&gt; 「取消し」は、認定代理店の行為に特に高い悪質性が認められる場合に、本運営の利用を終了させるものと整理したいため</p> <p>&lt;対応&gt; 「評価結果の取消し」として存置し、「評価結果を評価結果が確定した日に遡って消滅させる」効果を追記し、処分内容を明確化 ※「取消し」は法令等における一般的な用語法に即し当然に遡及効を持つが、疑義を生じさせない為に遡及効を明文化</p>
<p>(4) 評価結果の 公表および使用の停 止</p>	<p><u>削除</u></p>	<p>&lt;理由&gt; 処分に伴う実務的な措置と整理したいため</p> <p>&lt;対応&gt; 評価結果の公表の停止は第 28 条（評価結果の公表）、評価結</p>

		果の使用の停止は第 30 条（評価結果の使用）で対応 ※処分により有効な評価結果が存在しなくなるため期間の定めは不要
(5) 業務品質調査を受ける権利の剥奪	<b>存置</b>	<p><b>&lt;理由&gt;</b>                      評価結果の有効期間の終了・取消しに付加する「処分」と整理したいため                      ※処分に伴う対応ではあるが、代理店の不利益の大きさに鑑み付加的な処分と整理（付加しない判断も可とする）</p> <p><b>&lt;対応&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>処分に付加する判断であることを明示のうえ</u>、第 2 項（処分の内容）柱書に規定</li> <li>・ 剥奪の期間は、翌々事業年度末までの範囲で審査会が個別に決定                      「審査会は、処分にあたり、業務品質調査を利用することができない期間（処分日の翌事業年度から 2 事業年度を上回らない期間）を設定することができる」</li> </ul> <p>※事案に応じて剥奪の期間を適切に設定できる余地を残しつつ、独占禁止法（事業者団体による排除）にも配慮し、2 年を上限に設定</p>

### 3. 今後のスケジュール

- 9 月 17 日（水）実施の第 21 回代理店業務品質検討ワーキング・グループにて最終案を報告いたします。  
その後、代理店業務品質審査会（臨時）での決議を経て、11 月の理事会に上程する予定です。
- 業務規程の改定に合わせ、生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領も改定する予定です。  
改定案は第 21 回代理店業務品質検討ワーキング・グループにてお示しいたします。

以上